向日台セーフティクラブ

親子で楽しく交通ルールを学ぶ

子どもを交通事故から守ろうと、向日台ではセーフティクラブを結成し、幼児の交通安全に成果をあげています。

このセーフティクラブは昨年八月に発足したもので、三才から四才の幼児と母親の交通ルールを勉強しようというものです。発足以来、毎月一回例会を開き、今では七回目を迎えています。指導には府の婦人交通指導員が会場へ出向き、交通安全規則を絵や歌を唄いながら楽しく、自然に覚えられるよう工夫をこらしています。

内容は、道路の安全な通行ができるように「道路で歩く」「止る」、また、現在では信号で「わたる」ことを学んでいます。このあと、「乗る」「見る（安全確認）」「あそび方」などを、七月まで行う予定です。

このため、市では交通安全教育を学校や各地域で徹底させるため、昨年十二月に模擬信号機を一式（信号機四基）を購入しました。この信号機を利用して、第六回目（一月例会）から道路を安全に渡れるようにと、子どもたちは一生けんめい。お母さんたちも「私たちは外出した時は、必ずといってよいほど信号機のある交差点を通ります。安全に渡るためにも、ぜひ子どもたちにルールを覚えてもらいたいです」と、積極的に話していました。

事実、信号機は、年ねん増える一方で、府下では十年前の約五倍（千九十五基）になっています。また、交通量も多くなっていることから、いたる所に横断歩道があり、交通ルールの知識は今や欠くことのできないものとなっています。

◆市内では、このような団体として森本地区の老人セーフティクラブ（昨年十一月結成）があります。今後、このようなクラブの結成や自治会単位での要望があれば、市は積極的に協力して行きます。

信号はこうして……（向日台集会所）

保護者は加入を…

心身障害者扶養共済制度

この共済制度は、心身障害者の保護者を加入者とし、一定の掛金を納めていただければ、加入者に万一のこと（死亡、廃疾）があった場合、残された障害者の方に終身給付金（現在毎月二万円）が支給される制度です。

◆加入できる人

将来独立して自活することが困難な▽精神薄弱者、▽身体障害者（三級以上）、▽内部障害、自閉症、精神病などの人を扶養している保護者で、満四十五歳未満の健康な人

◆掛金（加入者の年齢別）

▽満三十五歳未満の人は月額千円、▽満三十五歳以上四十五歳未満の人は月額千三百円 ▽満四十五歳以上の人は千五百円

この掛金のうち、京都府と向日市が三分の一ずつ補助しますので、加入者負担は三分の一となります。

なお、掛金免除の制度もあります。　市社会福祉課

老人健康教室

3月10日開催

市では、向陽保健所、乙訓医師会、府歯科医師会乙訓支部の協力のもとに、医師による「老人健康教室」を開催します。

お年よりの健康について正しい知識と、日常生活における健康保持と増進に役立つと思われますので、ぜひ参加されるようお勧めします。

▽日時、昭和五十一年三月十日(水)、午後一時三十分から午後三時四十五分まで

▽場所、向日市民会館、第一会議室

▽内容・講演「老人の健康」、健康についての懇談＝内科、外科、歯科

▽費用は無料です。

保健予防課

家庭児童相談 ③

欲ばりで、ほかの子と仲よく遊べませんか…

〔問〕 四才の女児ですが欲深で友だちと遊べません。ままごとをして遊んでいても、自分の思い通りに行かないと、「これ私のよ」と取りあげて、けんかを始めます。日ごろから「これ私のよ」と連発しながら姉の学用品でも、自分のものにしようとします。このような欲深では、人に嫌われるのではないかと心配です。幼児の欲ばりはなおるものでしょうか。

〔答〕 幼児の欲ばりは一般的な現象です。「自分のものにしたい」、「自分のものは人に渡したくない」、「人の手から奪っても確保したい」、といった所有欲が、そのまま要求実現をはかろうとするところに、口論が起るわけです。仲間割れがあっても、作為というほどではないので、すぐに仲よく遊びます。その場合、多少の争いがあるといって、すぐに親が仲裁に入り、たしなめたり、相手に対して詫びさせたりすると、遊びにくくなって、遊びが伸展しなくなります。

しかし、日常、親が整理整頓について、やかましく言いすぎると、玩具を出して遊ぶにしても、あと始末ばかりが気になって、思う存分遊べない消極的な子どもになってしまいます。あと始末は大切なことですが、あまりそればかり神経質にしつけますと、紛失を恐れたりして友だちに自分のものを提供し、遊ぶことができなくなることもあります。こうした子どもの気もちも、「欲ばり」といって、かたづけてはいないでしょうか。

また、極端な欲ばりについては、家庭の家族関係に問題があります。父親の厳格さが子どもに、愛情の欠乏を感じさせていたり、母親のヒステリックな扱いが、子どもを情緒不安定に追い込んでいたりしています。このような親子関係からの精神的な不安を、買物によって埋めようとする代償作用が強く働いて、「欲ばり」になっているのです。したがって、この「欲ばり」現象をなくすには、欲ばりをしてはいけないと言ったり、行動を阻止しただけでは、どうにもならないのです。しつけについて親が必要以上に神経質にならず、子どもが一番求めている愛情をそそぎ、満足感充実感を与えることが、根本的な治療となるのです。子どもの豊かな満ち足りた心が、自分の中に頭をもたげてくる所有欲に、自分で耐えて行く力となるのです。

家庭児童相談員　加藤

旧軍人一時恩給

該当者は請求手続

恩給法等の一部を改正する法律により、昭和四十六年から旧軍人に、一時恩給（扶助料）が支給されています。しかも、昭和五十年の改正で支給条件が緩和されました。

この条件は、次の各項目に該当する人を対象としていますので、該当すると思われる方は市社会福祉課で請求の手続きをして下さい。

◆一時恩給について、

▽軍人として引き続く在職が三年以上七年未満の者、

▽増加恩給などを受けたことが無い者、

◆一時扶助料について、

▽一時恩給受給条件にかなう者が死亡しているときは、その者の妻または父母に支給。

◆お問い合わせは市社会福祉課、☎九三一−一一一一

血液の知識 (2)

私たちの血液の量は、成人の場合、体重の六〜八％で、平均男子が八％、女子は七％といわれています。したがって、体重五十kgで約四千mlの血液があることになります。その十分の一（四百ml）の出血は日常生活に差し支えないことが明らかになっています。

血液の有形成分は赤血球、白血球、血小板があります。このうち赤血球は、酸素を肺から身体の各部に送り込み、炭酸ガスを肺から出す動きをしています。白血球は食菌作用で細菌と戦います。また、血小板は出血のとき血液の凝固に大切な働きをしています。

血液の液体成分は、血清とフィブリノゲンがあります。血清は栄養物を各所に運搬し老廃物を外へ出し、血圧維持の働きをします。フィブリノゲンも血液の凝固作用があります。

血液型はABO式とRh型と二種類に分類できます。発現率は次の通りです。

A型四〇%、O型三〇%、B型二〇%、AB型一〇%、血液の寿命は、中でも赤血球が最も長く、健康人で百二十日間、白血球と血小板は数日といわれています。輸血用として体外に取り出した血球は、保存液を混合して摂氏五度に保てば、三週間は有効です。しかし体内でも毎日一%の赤血球が寿命を失っています。同じように、保存血液でも三週間には二〇%は死滅しこれ以上は役に立ちません。

縄文時代の向日市…その一

森本は各時代の遺物の宝庫

向日市立第3向陽小学校一帯は、弥生式の遺物の包含地であることが、かねがね上森本居住の袖岡正清氏によって注目され、同氏や坂下勝美氏（西向日町住宅地居住）によって、木弓、銅鏃や土器片などの貴重品が採集されていた。

そこで同小学校を建設する事前の発掘調査が、京都府教育委員会の手で行われた。

調査には京都大学の福山敏男（主任）、樋口隆康、西川幸治の三博士、浪貝毅氏、故小林清氏と筆者とが委嘱された。その他本市在住者では、川瀬晃子氏、永島工務員、黒田俊雄博士、橋本庄次氏ほか鶏冠井の人びと、斉藤宏氏、岡田光義氏、中村千枝子氏、福留雪子氏などの協力を得て、多大の成果をあげることができた。

出土品の中に二つの縄文時代にさかのぼると考えられる石斧(せき・ふ=石おの)があることが、浪貝氏（向日町南山在住）によって指摘された。一つは下半身を欠いた残存長九・九センチメートルの硬砂岩製の石斧であった。他は頂部は欠いているが、残存長十三センチメートル、巾五・四センチメートル、厚さ二・六センチメートルの輝緑凝灰岩製の局部磨製石斧で、刃の部分はわん曲している。

この石斧の出土によって森本地区には、数千年前から人びとが住み始め、その後の調査によって、弥生、縄文、長岡京、平安、鎌倉時代を通じて、濃厚な遺物散布が見られることが明らかになった。

ことに第3向陽小学校の南のゴルフ練習場のある台地は、各時代の遺跡が重なり、遺物の宝庫として、日本の考古学者の間では特に注目されている。

なお、学校の南を流れる石田川の下流の森本町石田や、物集女町中海道、寺戸妙見山古墳の麓からも、縄文時代の遺物の出土が知られているが、それは次回で説明する。

文　中山修一氏

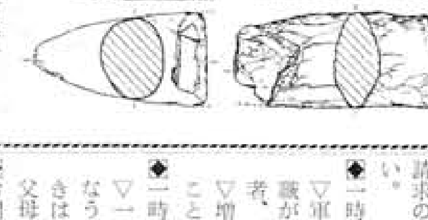

「出土した石斧」
浪貝毅氏による原図

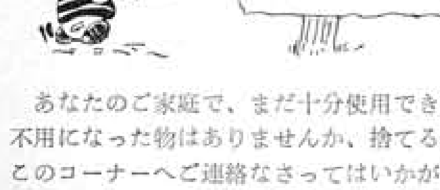

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに不用になった物はありませんか、捨てるまえにこのコーナーへご連絡なさってはいかがでしょう。登録の有効期間は、登録した日から3か月間です。

右の品物は現在登録されているものです。お問い合わせは市民安全課まで ☎ 931—1111

（ゆずります）

小型金庫	1件
ロースター	1件
子ども用草履	1件
プロパン用コンロ	1件
かぶとセット（五月人形）	1件
子ども用玩具	1件
ミシン	4件
美容器具スタイリー	1件
ガス乾燥器	1件
応接セット	1件
温風機	1件
学習机	1件
二段ベッド	2件
剣道具	1件
電気ストーブ	1件
オルガン	2件
ガス焼肉器	1件
婦人用自転車	1件

（ゆずってください）

子ども用自転車	1件
大人用自転車	2件
洗濯機	1件
ガス炊飯器	1件
小学生用の本	1件
ポータブルテレビ	3件
子ども用スベリ台	2件
ベビーベッド	2件
ベビーバギー	1件
バイク(50cc)	1件
学習机	1件
換気扇	1件
オーブン	4件
編機	1件
セミダブルベッド	1件
石油ストーブ	2件
ベビーバス	1件

消費生活相談

誇大広告や不当表示、欠陥商品などの被害を受けたことはありませんか。

市では、こうした苦情をお聞きして、市民生活をよう護するため、相談コーナーを設けています。

お気軽にお越し下さい。

◆相談日時、毎日午前10時〜午後4時
土曜日は正午まで

◆場所、市民安全課（市役所2階）
☎ 931—1111（内線235）